

報告事項（１） 佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂について

【改訂のポイント】

1. 各発生段階における実施体制を整理
 - 佐伯市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」）が対応する段階
「国内感染期（国、県が対策本部を設置したとき）」、「市内発生早期」、「市内感染期」、「小康期（国、県が対策本部を解散するまで）」
 - 佐伯市感染症対策会議（対策会議）が対応する段階
「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期」、「小康期（対策本部解散後）」

2. 対策本部を構成する各対策部を6部体制から4部体制へとスリム化する。
 - いのちを守る『健康対策部』
 - くらしを守る『生活支援部』
 - しごとを守る『経済産業支援部』
 - 体制を支える『体制支援部』

3. 国内発生早期等における健康対策事業をはじめとする各種対策事業を機動的に実施するため、必要に応じて「各対策部」を前倒しで設置する。

4. 対策本部の事務局は、総合政策部政策企画課が担当する。